

総務委員会資料

1 請願の審査

(1) 請願第33号

消費税インボイス制度の実施延期を求める請願

資料1 消費税制度の仕組みについて

資料2 インボイス制度の概要について

資料3 国及び本市の取組について

経済労働局

令和4年8月18日

1.消費税制度の概要

項目		制度の概要												
		国内取引	輸入取引											
(1)課税対象	(1)課税対象	国内において事業者が行う資産の譲渡等	輸入貨物											
	(2)納税義務者	事業者	輸入者											
	(3)課税標準	課税資産の譲渡等の対価の額	輸入貨物の引取価格											
(4)税率		標準税率10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%） 軽減税率8%（消費税6.24%、地方消費税1.76%）												
(5)非課税		土地の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、住宅家賃等												
(6)中小企業に対する特例措置	①事業者免税点制度	基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上額が1,000万円以下の事業者は納税義務を免除												
	②簡易課税制度	<p>基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とすることができる。</p> <p>【みなし仕入率】</p> <table border="0"> <tr> <td>第1種事業(卸売業)</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>第2種事業(小売業※)</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>第3種事業(製造業等※)</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>第4種事業(その他の事業)</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>第5種事業(サービス業等)</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>第6種事業(不動産業)</td> <td>40%</td> </tr> </table> <p>※消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業は80%、その他の農林水産物を生産する事業は70%となる。</p>		第1種事業(卸売業)	90%	第2種事業(小売業※)	80%	第3種事業(製造業等※)	70%	第4種事業(その他の事業)	60%	第5種事業(サービス業等)	50%	第6種事業(不動産業)
第1種事業(卸売業)	90%													
第2種事業(小売業※)	80%													
第3種事業(製造業等※)	70%													
第4種事業(その他の事業)	60%													
第5種事業(サービス業等)	50%													
第6種事業(不動産業)	40%													

出所：財務省ホームページを基に作成

2.消費税の計算方法

課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて、計算する。

$$\boxed{\text{消費税額}} = \boxed{\text{課税売上げに係る消費税額(売上税額)}} - \boxed{\text{課税仕入れ等に係る消費税額(仕入税額)}}$$


仕入税額控除

出所：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」から抜粋

3.仕入税額控除の要件

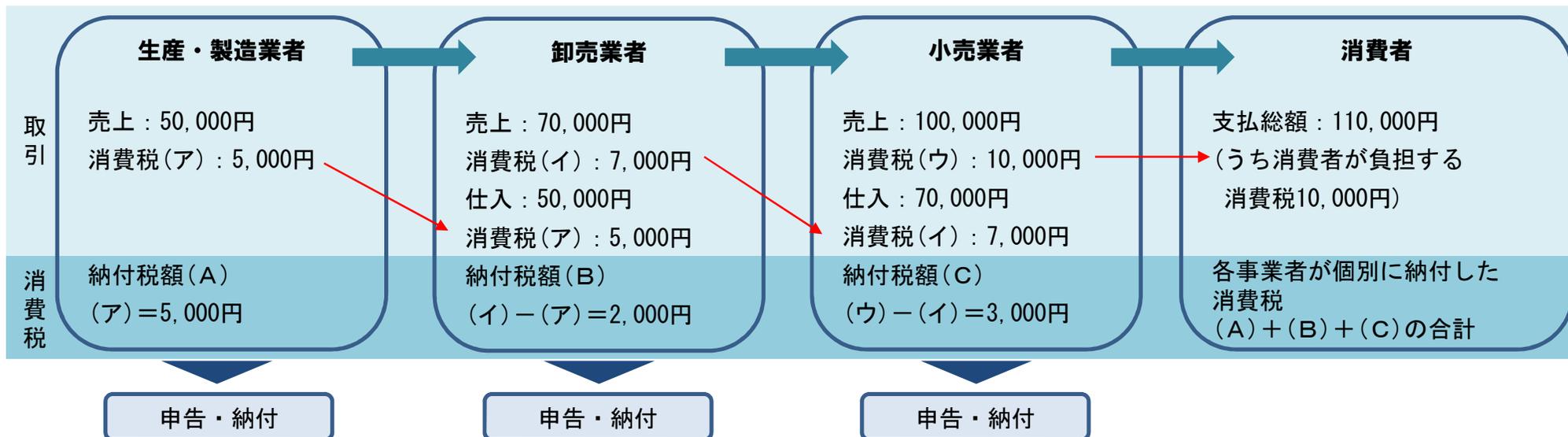
	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】（インボイス制度）
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(インボイス)等の保存

ここが変更点

出所：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」を基に作成

消費税制度の仕組みについて

4. 消費税の負担と納付の流れ



最終的に商品等を消費し、またはサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付する。

出所：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」を基に作成

5. 軽減税率の概要

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施された。

出所：国税庁のホームページから抜粋

軽減税率の対象品目	
(1) 飲食料品	<p>飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）※をいい、一定を満たす一体資産を含む。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まない。</p> <p>※食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものをいう。また、「食品」には、「医薬品」「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれる。</p>
(2) 新聞	<p>軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいう。</p>

出所：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」を基に作成

1. 制度導入までの経緯

- ・平成26年 4月 平成26年4月消費税率8%引上げ
- ・平成27年 3月 消費税10%引上げ時期の延期(平成27年10月1日→平成29年4月1日)の決定
- ・平成28年 3月 消費税軽減税率制度の導入の決定

※平成28年度税制改正にて、複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」等の保存を税額控除の要件とする「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)を採用。

- ・平成28年11月 消費税率10%への引上げ時期及び消費税軽減税率制度の実施時期の変更(平成29年4月1日→令和元年10月1日)の決定
- ・令和元年10月 消費税率10%への引上げ・消費税軽減税率制度の導入

出所：財務省ホームページを基に作成

2. 制度の内容

適格請求書等保存方式【インボイス】	
(1)概要	複数税率に対応したものとして開始される、消費税の仕入税額控除の方式
(2)導入時期	令和5年10月1日
(3)適格請求書発行事業者の義務	適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課される。 ①適格請求書の交付 ②適格返還請求書の交付 ③修正した適格請求書の交付 ④写しの保存
(4)適格請求書発行事業者の登録申請	令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書をe-taxにより提出(若しくは、所轄税務署に提出) ※令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合に、令和5年9月30日までの間に登録申請書その困難な事情を記載して提出した場合は、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされる。

出所：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」を基に作成

インボイス制度の概要について

2. 制度の内容(続き)

適格請求書等保存方式【インボイス】	
(5) 適格請求書の記載事項	<p>【記載事項】 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項</p> <p>① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称 及び 登録番号</p> <p>② 取引年月日</p> <p>③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)</p> <p>④ 課税ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き及び税込み)及び 適用税率</p> <p>⑤ 税率ごとの区分した消費税額等</p> <p>⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名 又は名称</p>
(6) その他	<p>国税庁適格請求書発行事業者公表サイトでは「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できる。</p>

請求書

(株)〇〇御中 ⑥

① △△商事(株)
登録番号 T 012345…
××年11月30日

11月分131,200円

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
② 11/1	豚肉 ※ ③	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税11,200円
④ 8%対象	40,000円	消費税 3,200円 ⑤
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

③ ※軽減税率対象

出所：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」を基に作成

インボイス制度の概要について

3. 特例制度を適応している中小企業の取扱い

(1) 事業者免税点制度

インボイス制度実施後も**免税事業者としての選択が可能**であるが、**適格請求書の発行はできない**。なお、次の場合は、発行を行う必要がないため、**取引に影響はないもの**と考える。

① 売上先が消費者又は免税事業者である場合

・消費者や免税事業者は仕入税額控除を行わないため、インボイスの保存を必要としないため

② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合

・簡易課税制度を選択している事業者は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができるため

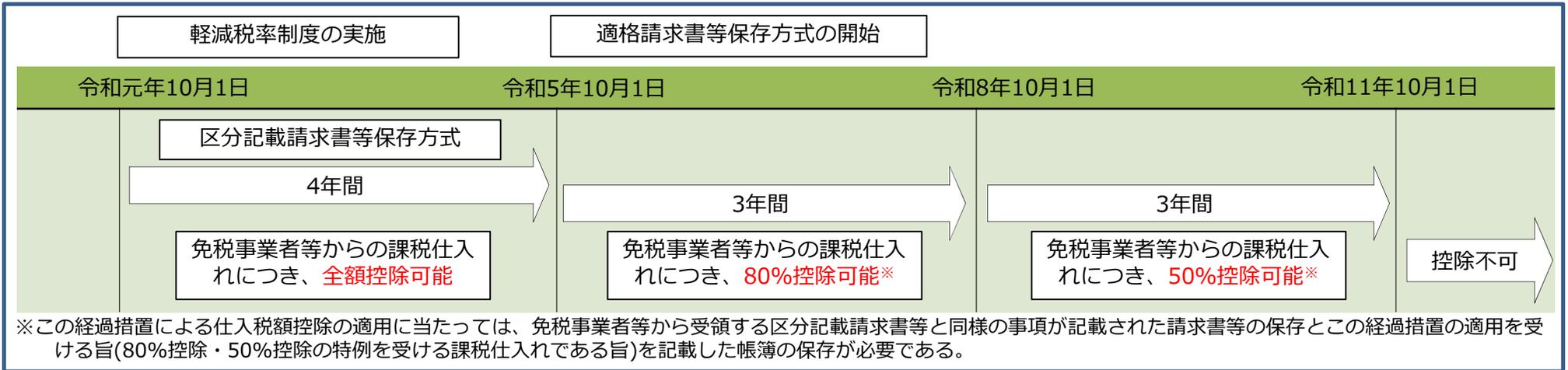
(2) 簡易課税制度

インボイス制度の実施後も**簡易課税制度を選択している場合は、現在と同様**、売上に係る消費税額に一定割合(みなし仕入率)を乗じて**仕入税額控除を行うことができる**。

出所：令和4年1月19日付、財務省、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁、国土交通省より発出「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」に基作成

4. 経過措置

適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者などから行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができない。ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられている。



出所：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」を基に作成

5. 法律において問題となる行為について

関係省庁において、共同でインボイス制度のQ&Aを策定しており、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者との取引において、独占禁止法や下請法等の法律上、問題となる可能性がある行為を周知している。

- ・取引対価の引下げ
- ・取引の停止
- ・購入、利用強制
- ・協賛金等の負担の要請等
- ・商品、役務の成果物受領拒否、返品
- ・登録事業者となるような恣意(しょうよう)

出所：令和4年1月19日付、財務省、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁、国土交通省より発出「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」に基作成

1. 国の取組

項目	主な取組の概要
(1) 相談等の対応	① 軽減・インボイスコールセンター 0120-205-553・9時～17時(土日祝を除く) ② 財務相談チャットボット ③ Q&Aの配布
(2) 普及・啓発	① 専用ホームページサイト「特集インボイス制度」の設置 ② 説明会の開催(オンライン説明会及び国税局・税務署等で開催) ③ YouTube動画の配信 ④ 案内用・手続用リーフレット・パンフレットの配布
(3) 導入支援	① 小規模事業者持続化補助金(インボイス枠) 免税事業者から適格請求書発行事業者に 転換への支援 補助対象：設備導入費等 補助率：2/3 補助上限額100万円 ② IT導入補助金(A・B類型) 働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、 インボイスの導入等の制度変更に対応するため、 中小企業等の生産性向上に資するITツールの導入を支援 ・補助対象：ソフトウェア費、導入関連費 A類型補助率※1：1/2 補助額30～150万円未満 B類型補助率※2：1/2 補助額150～450万円 ※1：1種類以上の業務プロセスを保有するソフトが対象 ※2：4種類以上の業務プロセスを保有するソフトが対象 ③ IT導入補助金(デジタル化基盤導入枠) インボイス制度への対応を見据えたITツール導入へ 支援 ・補助対象：設備 補助率：1/2 補助上限額10万円(PC・タブレット等) 補助率：1/2 補助上限額20万円(レジ・券売機等) ・補助対象：ITツール 補助率※1：3/4 補助額5～50万円以下 補助率※2：2/3 補助額50超～350万円 ※1：「会計・受発注・決済・EC」の機能のうち、 1機能以上有する場合 ※2：「会計・受発注・決済・EC」の機能のうち、 2機能以上有する場合

2. 本市の取組

項目	主な取組の概要
(1) 相談等の対応	中小企業等の様々な課題解決に向けて、窓口等での相談体制や中小企業診断士、税理士等の訪問を実施 ① ワンストップ型経営相談窓口(川崎市産業振興会館7階) 044-548-4169・9時～17時(土日祝を除く) ② 専門家派遣、ワンデイコンサルティング等
(2) 普及・啓発	① 市ホームページでの税務署が実施する説明会の案内 ② 関係団体等(工業団体連合会・製造業・建設業・情報通信業)への税務署で実施する説明会の案内 ③ 市商店街連合会主催の説明会実施における税務署との調整 ④ 農水省・財務省の職員による市場内事業者向け講習会を実施